

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年5月14日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ静岡新伝馬店
静岡市葵区新伝馬三丁目392番1 外1筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社澤敬 静岡市葵区新伝馬三丁目4番5号 代表取締役 澤田和子
- 3 変更をした事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)
マックスバリュ静岡新伝馬店
(変更後)
ザ・ビッグ静岡新伝馬店
- 4 変更をした年月日
平成24年4月6日
- 5 届出年月日
平成24年5月2日